

2020年2月25日

一般社団法人 日本音楽療法学会

支部長 事務局長 役員 各位

一般社団法人 日本音楽療法学会

理事長 藤本 禮子

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う学会行事について ～本部及び支部主催 研修・講習会への対応ガイドライン～

一般社団法人 日本音楽療法学会では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う学会としての対応を検討しておりましたが、2020年2月20日(木)付、厚生労働省からの「屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いること」が感染のリスクを高めるとされるとの指摘、また、予定されているイベントについては「開催の必要性を改めて検討するようお願いする」との発表を受け、2月21日(金)に常任理事会で協議し、本部主催による必修講習会の延期などの措置を決定しました。詳細は、学会HPをご覧ください。

さらに追加の対応として、支部主催行事の中止に関する措置のガイドラインを設けました。

※これはあくまでもガイドラインで、その実行を強制するものではありません。個々の事例に応じた支部でのご判断を縛るものではありませんので、その点をご承知おきください。なお、ポイント付与について、ガイドラインと異なる判断をする必要があると思われる場合には、本部事務局までご相談ください。

下記、ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。ただし、今回は緊急の措置として、3月末まで開催予定の支部行事への対応であることをご承知おきください。

### 記

#### 1. 支部大会について

##### (1) 支部大会参加費を大会中止発表までに納入している参加予定者への対応

支部大会計画準備に関する費用、会場費(違約金含む)などの発生に伴い、慣例に従い返金は行わず、大会資料の送付をもって、大会に参加したことと認め、参加ポイントを付与する(参加証も送付)。ただし、キャンセル期限の設定がなされており、その期日までにキャンセルの申し出があった参加費納入者については返金し、資料の送付・参加ポイントの付与は行わない。

##### (2) 大会当日に、参加費を徴収する場合(当日参加予定者)

事前に「中止」の連絡を徹底し参加費は徴収せず、ポイントの付与は行わない。

##### (3) 大会研究発表予定者について

申込状況を確認の上、すでに参加費納入の場合は、発表予定者は発表実績として認め、既発表として他学会・研究会などでは発表できないという扱いにし、規定の発表ポイントを付与する。

ただし、当該の発表を他学会(日本音楽療法学会の学術大会・支部大会含む)・研究会の機会を発表することを希望する発表予定者については、発表の取り下げを認め、その場合には発表ポイントの付与は行わない。この場合も、既に納入された参加費の返金は行わない。

## 2. 支部主催研修・講習会について

### (1) 研修・講習会の参加費を大会中止発表までに納入している参加予定者への対応

事前に納入された費用は参加予定者に返金する。ただし、研修・講習会等の資料集等が参加予定者に送付されている場合には、印刷・送付にかかる費用・手数料等必要経費を差し引いた金額での返金でも構わない。

中止となった支部主催の研修・講習会については、事前に申し込んだ参加予定者に対して、参加証の発行、参加ポイントの付与は行わない。

### (2) 研修・講習会当日に、参加費を徴収する場合

事前に「中止」の連絡を徹底し参加費は徴収せず、ポイントの付与は行わない。

## 3. 支部大会及び支部主催研修・講習会で講演予定であった講師について

### (1) 講師謝礼について

国際的な慣例に従って謝礼は支払わない。また、交通費に関しては、基本的に実費に対して支払われるものであるため、支払わないこととする。今回の逼迫した事態を理解いただけるように、十分な説明と礼を尽くすこと。

### (2) 当学会員で研修・講習会講師（シンポジウム・ラウンドテーブル企画者・話題提供者・指定討論者含む）の予定者のポイント付与について

ポイント付与は行わない（ただし、同企画のシンポジウム・ラウンドテーブル等を別の機会で開催することは可とする）。

なお、以上のガイドラインは、2020年3月31日までに開催を予定されていた行事について策定されたものである。

2020年4月1日以後の開催予定の行事については、新型コロナウイルス流行の動向、政府・行政の発表等を踏まえながら、方針を検討する予定である。

以上